

認知症高齢者グループホームの入居者が
重度化した場合における対応に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人香南会が運営する認知症高齢者グループホームの入居者が心身機能等の低下により状態が重度化した場合や看取り介護が必要となった場合に適切な対応が行われるよう必要な事項を定め、地域密着型サービス事業所として健全かつ円滑な介護サービスを提供することを目的とする。

(方針)

第2条 認知症進行や機能低下により入居者の心身状態が重度化し、生活が困難になった場合においても入居者及び家族の意向に沿って、有効な社会資源を活用し、可能な限り共同生活住居での生活が継続できるよう援助に努める。また、医療機関との連携により、日常生活上の健康管理や病状急変時における24時間連絡体制を確保し、総合的なサービス提供を行う。

(支援内容)

第3条

(1) 介護計画の作成

心身機能等の低下により入居者の状態が重度化した場合は、直ちに入居者の状態把握に努めアセスメントを行う。また、入居者及び家族の意向にも留意し、入居者が共同生活住居において生活が継続できるよう、実現可能な介護計画の立案と介護サービスの実施に取り組み援助する。

ア アセスメントの実施（情報収集）

イ 本人及び家族の意向確認

ウ カンファレンス（情報の共有化）

エ 介護計画の作成と同意

オ チームケアの実施と評価

(2) 医療との連携体制

医療機関や訪問看護ステーションとの契約により、看護師による医療面からの適切な指導や援助を受け、入居者の日常的な健康管理を行う。また、状態悪化時においても主治医との24時間連絡体制を確保する。

(3) 社会資源の活用

共同生活住居での生活の継続が不可能となった場合は、本人及び家族の意向を踏まえ、協力支援施設や他の福祉施設、医療機関への入所相談等を行い、有効な社会資源を活用し退居先の確保に努める。

(4) 入院期間中におけるグループホームの居住費および食費等の取扱について

入院期間中の家賃については定額請求とする。

ア 家賃 定額請求 40,000円/月

イ	光熱水費	日額提供分請求	250円/日
ウ	食材料費	日額提供分請求	1,300円/日

(5) その他の援助

入居者の状態が重度化した場合においても共同生活住居での生活が継続できるよう、管理者及び全職員が様々な側面からの援助を行う。

- ア 住環境及び清潔面への配慮
- イ 家族への状況報告と相談
- ウ 身体的、精神的苦痛の緩和

(看取りに関する事項)

第4条 近い将来、死に至ることが予見される入居者に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩を出来るだけ緩和し、死に至るまでの期間、共同生活住居において、その方なりに充実し、納得して日々の暮らしを営むことが出来るよう援助する。また、対象者の尊厳に十分配慮しながら心をこめて終末期の介護を行う。

事業所は、その入居者及び家族に対し以下の説明を事前に行い理解を得る。

(1) 看取りに対する説明と同意

主治医が医学的知見から判断して回復の見込みがなく、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した場合は、入居者または家族に主治医からその判断内容を説明する。

(2) 事業所における医療体制の理解

グループホームには、常勤医師及び看護師の配置基準がないため、医療機関や訪問看護ステーションとの連携による主治医への24時間連絡体制を確保し対応を行う。

(3) 入居者及び家族が当事業所内での看取り介護を希望した場合

主治医と相談の上、計画的な看取り介護を実施する。また、その内容については主治医より入居者及び家族に対し説明と同意を得る。

(4) 入居者及び家族が医療機関への入院を希望した場合

医療機関への入院を希望した場合は、当事業所は、入院に向けた支援を行う。

(5) 家族との連絡体制

夜間及び緊急時に家族に24時間連絡が取れるよう事前に緊急時の連絡先の確認を行う。

(6) 入居者及び家族への援助

事業所の管理者及び職員は、入居者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるように入居者及び家族の支えともなり得る身体的、精神的援助に努める。

附 則

この指針は、平成30年7月1日から施行する。

この指針は、2025年4月1日から施行する。